

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている 中小企業者・小規模事業者向け支援について

LINE
公式アカウント



 保証協会
ホームページ



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

当協会における支援

- 多様な資金ニーズに対応した保証制度……………P2
 - おもてなし産業応援保証
 - 新型コロナウイルス関連事業継続支援資金(伴走支援型特別保証)
 - 新型コロナ対策継続型サポート保証
 - 新型コロナ対策特別借換保証
- 経営支援メニュー ……………P3

国・県による支援 (補助金等)

- 主な補助金・助成金・支援金(国) ……………P4
 - 中小企業等事業再構築促進事業(国) ……………P5
 - 持続化補助金(国) ……………P6
 - 雇用調整助成金・産業雇用安定助成金(国) ……………P6
- 主な協力金・助成金・給付金(県) ……………P7
 - 第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業(県)
 - 観光事業者等受入環境整備(前向き投資)支援事業(県)
 - かごしまの未来を創る現場人応援事業(県)

他の支援機関による支援

- 専門家による経営アドバイス ……………P8
 - 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)
 - 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(専門家派遣)

当協会における新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業者向け支援

多様な資金ニーズに対応した保証制度

おもてなし産業を応援します

保証料率
0.2%
引下げ

➤おもてなし産業応援保証

鹿児島県の基幹産業である観光関連産業(おもてなし産業(※))は、新型コロナウイルス感染症により、引き続き厳しい経営環境にあることから、県内においておもてなし産業を営む中小企業者を応援する保証制度です。

※おもてなし産業とは、①宿泊施設(ホテル、旅館、民宿等)②飲食業
③小売業④運送業(タクシー、観光貸切バス、レンタカー等)等をいいます。

- ◆利用対象者 鹿児島県内において、新型コロナ禍からの業績回復を目的とした施設整備や新たな取組み等を行うおもてなし産業を営む中小企業者等であって、その取組みについて金融機関が推薦する事業者
- ◆保証限度額 5,000万円
- ◆資金使途 運転・設備資金
- ◆保証期間 運転資金 7年以内(据置1年以内)
設備資金(運転設備) 15年以内(据置期間2年以内)
- ◆信用保証料率 0.25%~0.17%
- ◆貸付利率 金融機関所定利率
- ◆必要書類 協会所定の申込書類一式に加え、「おもてなし産業応援保証推薦書」の添付が必要
- ◆取扱期間 令和4年4月1日~令和6年3月31日

経営行動計画を策定し、金融機関の
伴走支援を受ける制度

保証限度額
1億円に
引き上げ

➤新型コロナウイルス関連事業継続支援資金

(県制度 SN4号・SN5号) 信用保証料率 0.10%
(県制度 一般保証型) 信用保証料率 0.10%~0.51%

➤伴走支援型特別保証制度

(協会制度 SN4号・SN5号) 信用保証料率 0.20%
(協会制度 一般保証型) 信用保証料率 0.20%~1.15%

継続的な短期借入で資金繰りを支援

➤新型コロナ対策継続型サポート保証(金融機関連携型・税理士等連携型)

金融機関及び税理士等との緊密な連携のもと、事業継続に必要な運転資金について一括返済方式を一定期間継続することにより、資金繰りを支援する保証制度です。

- ◆保証限度額 5,000万円
- ◆保証期間 1年以内
- ◆信用保証料率 (金融機関連携型) 0.45%~1.90%
(税理士等連携型) 0.35%~1.80%
- ◆取扱期間 令和3年4月1日~令和6年3月31日

最大10年間返済不要

保証制度の一本化で資金繰りを支援

➤新型コロナ対策特別借換保証

コロナ関連保証以外の制度を一本化することにより、資金繰りを支援する保証制度です。

- ◆保証限度額 2億8,000万円
- ◆保証期間 15年以内(据置3年以内)
- ◆信用保証料率 0.45%~1.90%
- ◆取扱期間 令和3年4月1日~令和6年3月31日

最長15年(据置3年)

当協会における新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業者向け支援

経営支援メニュー

経営改善・事業再生への取組支援

➤経営改善・事業再生支援

当協会が、企業訪問・面談等により、金融機関との十分な連携・協力のもと、サポートミーティング等の実施や国の補助事業等を活用した外部専門家の派遣等を行い、生産性向上による経営改善や事業再生への取組みを支援します。

経営診断・アドバイス

サポートミーティング

経営改善計画策定支援

外部専門家派遣

国・中小企業支援機関の支援事業活用

経営相談窓口の開設

➤新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰り等に影響が生じている方を対象とした経営相談窓口を設置し、経営相談に対応しております。

【お問合せ先】

鹿児島県信用保証協会

保証部 電話番号 099-223-0271

(担当:修行・園田)

経営支援部 電話番号 099-223-0274

(担当:内村・久保)

➤休日・夜間相談窓口

平日や昼間に時間を取れない方で経営相談、資金繰り相談等をご希望される方に向けて、随時、休日・夜間相談を実施しております。

※相談会は事前予約(エントリー)制にて行います。

相談会をご希望される方は、当協会ホームページより「予約申込書」をダウンロードし、必要事項を記載のうえで、相談希望日の1週間前までにFAXまたは郵送でご送付ください。なお、当協会で「予約申込書」を受付後、確認の電話連絡を致しますので、ご了承ください。

【お問合せ先】

鹿児島県信用保証協会

〒892-0846 鹿児島市加治屋町14番3号

保証部 電話番号 099-223-0271

FAX 099-222-1093

経営支援部 電話番号 099-223-0274

FAX 099-210-7397

(補助金等)新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業者向け支援

主な補助金・助成金・支援金(国)

新分野展開や業態転換, 事業・業種転換等の取組, 事業再編
をお考えの方

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換, 事業・業種転換等, 思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業者を支援するための事業。申請後, 審査委員が審査のうえ, 予算の範囲内で採択。

お問合せ先: 事業再構築補助金事務局コールセンター
ナビダイヤル: 0570-012-088
受付時間: 9:00~18:00(日・祝除く)

P5

販路開拓等のための取組を支援

持続化補助金

小規模事業者等の販路開拓等のための取組を支援(一般型)する事業

お問合せ先

全国商工会連合会

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため,
下記HPよりご参照下さい。

http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

日本商工会議所

電話番号: 03-6632-1502

受付時間: 9:30~12:00 13:00~17:30(土日祝日除く)

P6

従業員に休業手当を払ったとき 従業員を出向させたとき

雇用調整助成金・産業雇用安定助成金

- 一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合, 休業手当の一部を事業主に助成。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が, 出向により労働者の雇用を維持する場合, 出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行います。

お問合せ先: 鹿児島労働局職業安定部職業対策課

電話番号: 099-219-8713

URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00000882805_00008.html

P6

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度第3次補正・令和3年度補正・令和4年度予備費予算)

中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件	1. 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。 ※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
	2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
	3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

【通常枠】

補助額	従業員数20人以下 : 100万円～2,000万円	補助率	中小企業2/3 (6,000万円超は1/2)
	従業員数21～50人 : 100万円～4,000万円		中堅企業1/2 (4,000万円超は1/3)
	従業員数51～100人 : 100万円～6,000万円		
	従業員数101人以上 : 100万円～8,000万円		

【大規模資金引上げ枠】

必須要件1.～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業計画最低賃金を年率45%以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助額	従業員数101人以上 : 8,000万円～1億円	補助率	中小企業2/3 (6,000万円超は1/2)
			中堅企業1/2 (4,000万円超は1/3)

【回復・再生応援枠】

必須要件1.～3.を満たし、かつ以下の①又は②のどちらかを満たすこと

- ①2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。
- ②中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）等から支援を受け再生計画等を策定していること。

補助額	従業員数5人以下 : 100万円～500万円	補助率	中小企業3/4
	従業員数6～20人 : 100万円～1,000万円		中堅企業2/3
	従業員数21人以上 : 100万円～1,500万円		

【最低賃金枠】

必須要件1.～3.を満たし、かつ2021年10月から2022年8月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること

※「2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること」の要件を撤廃しました。

補助額	従業員数5人以下 : 100万円～500万円	補助率	中小企業3/4
	従業員数6～20人 : 100万円～1,000万円		中堅企業2/3
	従業員数21人以上 : 100万円～1,500万円		

【グリーン成長枠】

以下の要件を全て満たすこと（売上高の減少は求めない）。

- ①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成。
- ③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に對する人材育成をあわせて行う。

補助額	中小企業 : 100万円～1億円	補助率	中小企業1/2
	中堅企業 : 100万円～1.5億円		中堅企業1/3

【緊急対策枠】

必須要件2.～3.を満たし、かつ足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けたことにより、2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等。また、コロナによって影響を受けていること。

(※) 売上高の減少に代えて、付加価値額の減少でも可。

(※) 電子申請時に、コロナによって受けている影響を申告することが必要。

補助額	従業員数5人以下 : 100万円～1,000万円	補助率	中小企業3/4 (※1)
	従業員数6～20人 : 100万円～2,000万円		中堅企業2/3 (※2)
	従業員数21人～50人 : 100万円～3,000万円		
	従業員数51人以上 : 100万円～4,000万円		

(※1) 従業員数5人以下の場合500万円を超える部分、従業員数6～20人の場合1,000万円を超える部分、従業員数21人以上の場合1,500万円を超える部分は2/3

(※2) 従業員数5人以下の場合500万円を超える部分、従業員数6～20人の場合1,000万円を超える部分、従業員数21人以上の場合1,500万円を超える部分は1/2

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

→飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

小売業

衣服販売業

→衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

製造業

ガソリン車向け部品製造

→グリーン課題の解決に資する取組としてEV向け部品製造の事業を新規に立上げ。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

- 10月3日、第8回公募を開始しました（申請受付は調整中）。締切りは1月13日です。

- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/>

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター 【9:00～18:00（日祝日を除く）】
＜ナビダイヤル＞0370-012-088 <IP電話用＞03-4216-4080

※申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。発行に時間を要する場合がありますので、未取得の方は、速やかに利用登録を行ってください。

→ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

→ https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea



事業再構築補助金事務局HP

持続化補助金＜一般型＞

基本情報

小規模事業者等の販路開拓等のための取組を支援。

支援対象：小規模事業者 等

申請類型：

【通常枠】補助上限：50万円 補助率：2/3

【特別枠】（賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠）

補助上限：200万円 補助率：2/3

（※賃金引上げ枠のうち、赤字事業者は補助率3/4）

【インボイス枠】補助上限：100万円 補助率：2/3

想定される活用例

- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・地域の特産品（サワラ）を活用し、お土産となり得る「鰯の西京漬け」を始めとした加工品の試作を行うことで、新規顧客の獲得を図る。
- ・店舗の入り口をスロープ化し、車椅子の利用者や高齢者にとって利用しやすい環境作りをすることで、販路開拓に繋げる。

公募スケジュール（9次締切）

公募開始：令和4年3月22日（火）

申請締切：令和4年9月20日（火）

※9次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます）。

持続化補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助金（一般型）についてのお問合せ先】

商工会地区HP https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。

商工会議所地区HP <https://r3.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6632-1502

受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日除く）

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成するものです。

【特例措置の対象となる対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の生産指標が、比較対象月と比べ10%以上減少していること

【特例措置の内容】

○助成内容・対象

※令和4年3月1日から令和4年11月30日まで。

① 休業手当等に対する助成率 中小企業4/5、大企業2/3

解雇等を行わない場合【注】 中小企業9/10、大企業3/4

※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり8,355円

② 教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円を加算します

③ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています

④ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能です

⑤ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象にしています

○以下に該当する場合、助成率・助成額を引き上げています

※令和3年1月8日以降の休業等に適用

⑥ 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等について、助成率を最大10/10【注】に引き上げています

※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり12,000円

⑦ 生産指標が前年、前々年又は3年前同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の企業に関して、助成率を最大10/10【注】に引き上げています

※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり12,000円

【注】令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。
- 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口、郵送またはオンライン）。
- コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。0120-603-999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

(補助金等)新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業者向け支援

主な補助金・助成金(県)

(令和4年8月1日現在)

感染症防止対策に取り組みたいとき
感染症防止対策に係る施設・設備の整備を行いたいとき

①第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業

県の第三者認証を取得した飲食店、又は取得しようとする飲食店が行う感染防止対策物品の整備等に要する経費を補助します。

お問合せ先: 県第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業事務局コールセンター
<http://www.pref.kagoshima.jp/af01/ninshoinshokutenshien.html> 電話番号: 099-248-9084

②宿泊施設の認定取得促進事業

宿泊施設の感染防止対策を促進するとともに、認証の速やかな取得を促すため、認証の取得又は維持にかかる感染防止対策の費用の一部を支援しています。

お問合せ先: 県宿泊施設の認定取得促進事業事務局
<https://shukuhaku-ninsyou-kagoshima.com/>
電話番号: 099-239-7944

③発電用施設周辺地域立地企業BCP対策事業

企業(製造業)において策定したBCP等に基づき実施する、感染症対策などの防災対策の施設・設備整備に要する経費の一部を最高1千万円補助します。

対象地域: 種子・屋久地域、徳之島、沖永良部、与論島、三島・十島地域を除く県内地域

お問合せ先: 県産業立地課 TEL: 099-286-2985
<https://www.pref.kagoshima.jp/af03/sangyo-rodo/kigyo/seido/yuuguseido.html>

観光事業者が新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要回復に向け、新たな需要に対応するための取組を行いたいとき

観光事業者等受入環境整備(前向き投資)支援事業

県内の観光事業者等が新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要回復に向け、新たな需要に対応するための取組に係る費用の一部を助成します。

お問合せ先: 県観光事業者等受入環境整備支援事業事務局
URL: <https://www.pref.kagoshima.jp/af08/maemukitousi/maemuki.html>
電話番号: 099-201-3245

建設(関連)業者が失業者等を新たに雇用したとき

かごしまの未来を創る現場人応援事業

新型コロナウイルスの影響により失業した方などを新たに雇用した県内建設(関連)業者が、その方に対し建設業における技術・技能を身につけるために行う講習や研修等の費用を助成します。(予算の範囲内で実施)

お問合せ先: 県土木部管理課
URL: <https://www.pref.kagoshima.jp/ah01/kanri/genba-zyosei.html>
電話番号: 099-286-3498

(補助金等)新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業者向け支援

他の支援機関による支援

無料

専門家による経営アドバイス(相談窓口)

➤中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 (よろず支援拠点事業)

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、「よろず支援拠点」が設置されています。

【支援内容】

経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家が中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料に対応しています。
経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対して、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行っています。

お問合せ先:鹿児島県よろず支援拠点
((公財)かごしま産業支援センター)
電話番号:099-219-3740

専門家による経営アドバイス(専門家派遣)

➤中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 (専門家派遣)

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題が、内外の事業環境の変化により高度化、複雑化している中で、事業の各段階に応じた様々な経営課題・支援ニーズに対応するため、専門家派遣を実施します。

【支援内容】

中小企業・小規模事業者等からの経営相談を受けたよろず支援拠点又は地域プラットフォーム(※)の構成機関が、相談対応した際に当該機関では解決が困難な経営課題について、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援します。

※地域プラットフォーム

商工会・商工会議所や金融機関など、地域の支援機関による、中小企業支援を目的に連携した組織体。平成25年度から設置。

お問合せ先:鹿児島県よろず支援拠点
((公財)かごしま産業支援センター)
電話番号:099-219-3740
又はお近くの地域プラットフォームの構成機関

【参照情報】

中小企業119サイト <https://chusho119.go.jp>

『様々な経営課題を解決して欲しい』
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業
(よろず支援拠点事業)

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

対象となる方

経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

支援内容

経営コンサルティング、IT やデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家が中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料で対応しています。経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対しても、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行っています。



ご利用方法

まずは、お近くのよろず支援拠点にご相談ください。

お問い合わせ先

各都道府県よろず支援拠点一覧 <https://yorozu.smrj.go.jp/base/>
 中小企業庁
 経営支援部 経営支援課 電話: 03-3501-1763

『高度・専門的な経営課題を解決して欲しい』
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(専門家派遣)

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題が、内外の事業環境の変化により高度化、複雑化している中で、事業の各段階に応じた様々な経営課題・支援ニーズに対応するため、専門家派遣を実施します。

対象となる方

中小企業・小規模事業者及び起業を目指す者であって、国内に主たる事務所又は事業所を有する者(起業に係る場合にあっては、国内に主たる事務所または事業所を設置しようとする者)

支援内容

中小企業・小規模事業者等からの経営相談を受けたよろず支援拠点又は地域プラットフォーム※の構成機関が、相談対応した際に当該機関では解決が困難な経営課題について、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援します。

※ 地域プラットフォーム

商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関による、中小企業支援を目的に連携した組織体。平成 25 年度から設置。

ご利用方法

お近くのよろず支援拠点又は地域プラットフォームの構成機関にご相談ください。
 必要に応じて、よろず支援拠点又は地域プラットフォームの構成機関が専門家派遣を申請します。

参照情報

中小企業119サイト <https://chusho119.go.jp>

お問い合わせ先

中小企業庁
 経営支援部 経営支援課 電話: 03-3501-1763